



平成 28 年 8 月 29 日

## JMRC A 電動ツーリング・カー・スポーツクラスモーター規定

1. JMRC A 全日本選手権で使用できるモーターは、JMRC A の公認を受けたモーターのみ使用ができ、一般に販売されていなければならない。
  2. モーター外寸は、長さ(L)53 mm,直径 36 mm以内(但し、モーターシャフト、ハウジングは除く)であること。
  3. コイルの巻き線は、17.5 ターンのスター結線で端子間抵抗が気温 24°C時に **44mΩ** 以上であること。(A-B A-C B-C の 3 端子間、全てにおいて)
  4. ローター径は最小 12mm から最大 15.5mm の範囲までを認める。一つのモーター申請に対して異なるラインナップを有する場合は申請時に全てのローター径を申告すること。サンプル提出はメインラインナップ 1 つで可とする。
  5. 申請時に申告の無かった仕様のローターを大会で使用することを認めない。
  6. 申請されたモーターの全ての部品は選手権終了まで仕様変更を認めない。
  7. スターターに変更が加えられた場合、外観が同じであっても申請時と同じ製品とは認めない。
  8. JMRC A によって記載されていない項目については全て IFMAR の規定に準ずるものとする。但し、スターターの最小、最大寸法に関しては適用しない
  9. 毎年度の公認申請締め切り期日は当該大会の開始日の 2 ヶ月前とする。
  10. JMRC A で申請を受理されたモーターであっても、該当する大会において車検失格となったモーターは車検に通過する個体に交換する事を申請者(メーカー)の義務とする。交換対応を行わなかった申請者(メーカー)に対しては以下の処分とする。該当するカテゴリーのモーターの公認取り消し、及び該当するカテゴリーのモーターは翌年の申請を受付けないものとする。
  11. モーター公認申請書、製品サンプル 1 個、及び 1 種類のモーターに付き、申請料¥2,000 を添えて、下記の住所に送る事。尚、公認申請書に記入漏れがあった場合は申請を受け付けないものとする。
- JMRC A では抵抗値の測定に下記の機器を使用する  
日置電機株式会社 HIOKI RM3548

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-8-9 東加ビル 3F コスモス 53 内  
JMRC A 事務局 モーター公認受付係り 宛 TEL 03-5825-3202

申請締め切り日 大会開催日の 2 ヶ月前を期限とする

**JMRC A**